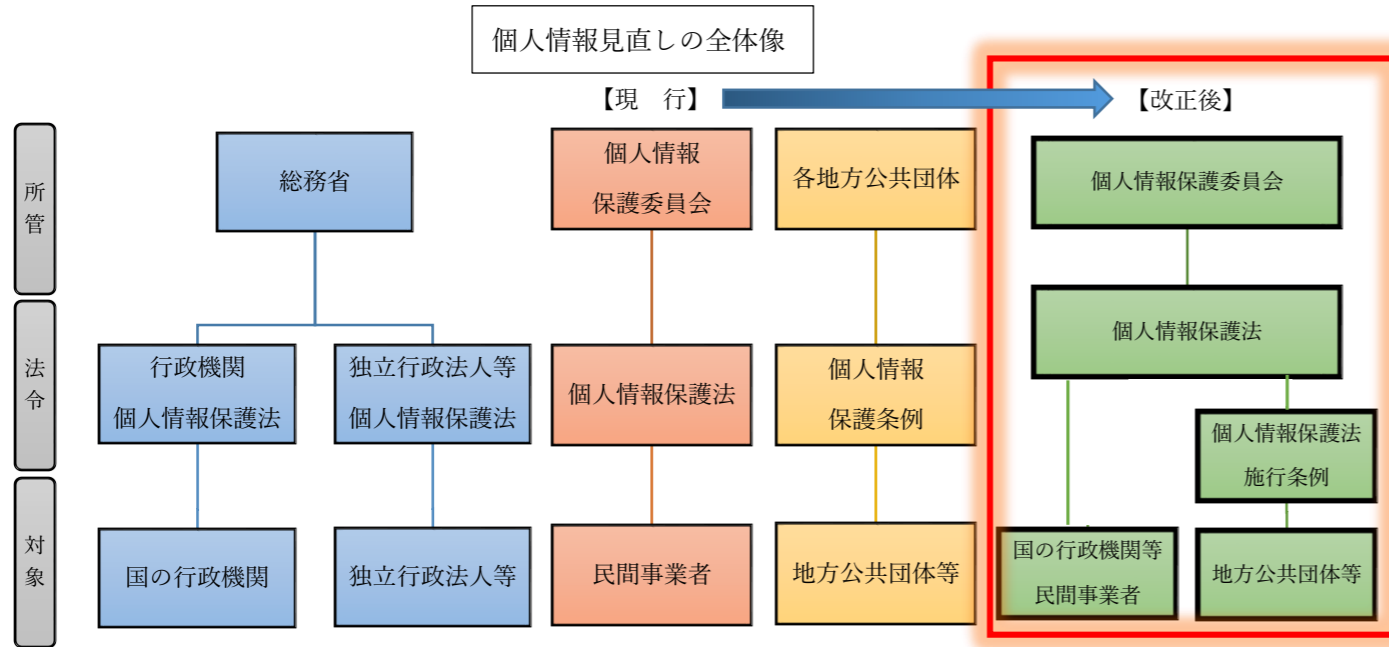


東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子について

1 東大和市個人情報保護法施行条例（案）の制定の背景

地方公共団体における個人情報の取扱いは、個人情報保護条例で規律されてきました。社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通を図るため、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正されました。地方公共団体に法が直接適用されます。法改正に伴い、東大和市個人情報保護条例を廃止し、法により委任された事項等を定める東大和市個人情報保護法施行条例（案）を制定し、令和5年4月から施行する必要性が生じました。



2 東大和市個人情報保護法施行条例（案）の基本的な考え

法の規律を受け、当市の個人情報保護の水準が保たれるよう、市独自の保護措置を加え、東大和市個人情報保護法施行条例（案）を制定します。

3 東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子

- 趣旨 この条例は、法の施行に関し必要な事項を定めます。
- 定義 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例によります。
 - 実施機関（法第2条第1項第2号）
「実施機関」は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会となります。議会（議会事務局を含む。）については、国会が法の対象ではないことから、条例の実施機関に含まれません。
 - 死者に関する情報（法第2条第1項）
法で定義する「個人情報」には死者は含まれません。市では、従前から法と同じ取扱いです。
 - 容易照合性（個人情報）（法第2条第1項第1号）
法では、個人情報の定義に他の情報との照合に関して「容易」という条件が追加されました。条例と表現の違いはありますが、内容は同じであるため、取扱いに変更はありません。
 - 要配慮個人情報（法第2条第3項、法第60条第5項）
法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれるものと定義されています。市では、法律と同等の定義としているため、取扱いに変更はありません。

- 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条第1項）
法では、本人の数が政令で定める1,000人以上の個人情報ファイルについて、個人情報のファイル単位に個人情報ファイル簿の作成・公表をしなければならないと規定しています。市では、事務単位で作成した個人情報取扱事務届出書を廃止し、法に則り、新たに個人情報ファイル簿の作成・公表をします。
- 本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置【独自の保護措置】（法第76条第2項、法第90条第2項、法第98条第2項）
法では、法定代理人の開示請求以外に、任意代理人の開示請求を認めています。市では、任意代理人による請求を認めていません。任意代理人から開示請求等があった場合においては、特に必要と認めるときは、本人の意思を確認することができる規定を設け、慎重に手続を行います。
- 不開示情報【独自の保護措置】（法第78条第2項）
法では、保有個人情報のうち法第78条第1項各号に掲げる情報を不開示としています。行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報とほぼ同様です。情報公開条例との整合を図るため、市では、法が規定する不開示情報のほかに、東大和市情報公開条例第7条第1号（法令秘情報）及び同条第7号（任意提供情報）に掲げる情報を不開示情報とします。
- 保有個人情報開示請求の開示決定等の期限及び期限延長【独自の保護措置】（法第83条）
法では、開示請求から開示決定等までの期限を30日間、期限延長は最大で30日間としています。条例では、開示請求から開示決定等までの期限を14日間、期限延長は開示請求から最大で45日間としています。市では、開示決定等までの期限を引き続き同様に14日間とし、期限延長は最大で30日間（開示請求から最大で44日間）とします。
- 手数料等【独自の保護措置】（法第89条第2項）
法では、条例で定めるところにより、個人情報の開示請求に際して手数料を徴収することができます。市では、開示請求に係る手数料をこれまでどおり無料とします。写しの交付を受ける者は、これまでどおり写しの作成及び送付に要する費用を負担します。写しの交付を受ける者が生活保護受給者である場合は、写しの作成に要する費用を免除することができます。
- 東大和市個人情報保護審議会への諮問（法第129条）
法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに、審議会に諮問することができます。今まで諮問を行ってきた個人情報事務の委託、目的外利用・提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることは、認められないとされています。市では、個人情報の適正な取扱いについて必要に応じ諮問します。
※ 行政機関等匿名加工情報制度（法第60条第3項・第4項、法第109条～法第123条、附則第7条）
法では、匿名加工情報（特定の個人を識別できないように加工した個人情報）を民間企業等に提供できる制度が規定されています。経過措置で、当分の間、都道府県・指定都市以外の地方公共団体は任意であり、市では検討に時間を要するため条例施行時点での導入を見送ります。

4 今後の予定

- 東大和市個人情報保護審議会へ諮問（令和4年7月）実施済（6）条例の施行（令和5年4月）
- 東大和市個人情報保護審議会から答申（令和4年8月）実施済
- 東大和市議会議員全員協議会で説明（令和4年9月）
- パブリックコメントの実施（令和4年10月）
- 令和4年第4回東大和市議会定例会に提案（令和4年11月）